

青森県環境影響評価審査会の意見

((仮称) ノソウケ峠風力発電事業 環境影響評価方法書)

- 1 環境影響評価法で開催が義務付けられている説明会を活用するなどし、地域住民等に対し、丁寧かつ十分な説明や意見交換を行うこと。
- 2 対象事業実施区域周辺には、約 0.9km から 1 km の範囲に住居等が存在しており、施設の稼働に伴う騒音（超低周波音を含む）及び風車の影が生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、これらの影響を回避又は極力低減するため、適切な手法により調査、予測及び評価を行った上で、風力発電設備を住居等から十分隔離するなど、風力発電設備の配置等を検討すること。
- 3 対象事業実施区域及びその周辺の地質は花崗岩質岩石又は花崗岩・花崗閃緑岩であり、真砂の堆積により地すべりや崖崩れのおそれがあることから、現地調査により堆積構造を明らかにすること。
- 4 コウモリ類について、県内の情報（バットストライク等）に精通した有識者から意見聴取した上で、適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。
- 5 コウモリ類の調査について、捕獲調査地点はいずれも針葉樹林内であることから、広葉樹林を捕獲調査地点に追加すること。
- 6 対象事業実施区域及びその周辺では、イヌワシ、オオタカ、ハチクマ、クマタカ、ツミ、ハイタカ、ノスリ、チゴハヤブサ及びハヤブサ等の猛禽類の生息が確認されているほか、ガン・カモ類等の渡り鳥の移動経路にもなっている。施設の稼働により、これらの鳥類に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。また、夜間の渡りの状況を把握するため、渡りの最盛期に実態調査を行うこと。
- 7 対象事業実施区域の北側には、三陸復興国立公園が隣接しており、多種多様な動物が生息している。事業の実施により、これら動物の生息環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。
- 8 対象事業実施区域には、水源かん養保安林が存在しており、事業実施に伴う樹木の伐採や土地の改変等により、保安林の機能低下を招くおそれがあることから、同区域から保安林を除外すること。